

令和5年11月

お客様各位

淡陽信用組合

登録番号 T4140005019183

当組合のインボイス制度への対応について（令和5年11月改訂）

平素は当組合業務につきまして格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて令和5年10月1日より消費税の適格請求書等保存方式（インボイス制度）が開始されますが、当組合は適格請求書発行事業者として登録を受けており、お客様からお支払い頂いた各種手数料の消費税につきましては、当組合が発行する適格請求書（インボイス）に基づいて仕入税額控除を受けることができます。

令和5年9月にホームページへ掲載致しました当組合のインボイス制度への対応について、令和5年11月より以下のような取り扱いとなりますのでご案内致します。

1. 窓口でお支払い頂く各種手数料（振込手数料、代金取立手数料、手形・小切手帳発行手数料、両替手数料、融資関係手数料など）
→ 現在発行している手数料受取書等をインボイス対応した書式に改訂し交付します。
2. 複写の振込依頼書でお手続きされる振込にかかる手数料
→ 現在発行している振込金受取書等をインボイス対応した書式に改訂し交付します。また、お手持ちの旧様式で作成された振込依頼書を持参された場合は、不足するインボイス要件を当組合側で補記した振込金受取書等を交付します。
3. インターネットバンキングおよびビジネスWEBバンキングでお手続きされた各種手数料（他行宛振込手数料、他行宛の給与・賞与振込手数料、ビジネスWEBバンキング月額基本料、ビジネスWEBバンキングを利用してお手続きされた企業別口座振替手数料（企業自振手数料）、でんさいご利用手数料など）
→ インターネットを通じてお手続きされた取引にかかる手数料は、所定の通知書発行申込書にてお客様がご希望された出力期間に応じてインボイスを交付します（出力期間内にお取引がない場合は交付しません）。
でんさいネットの各種利用記録手数料にかかるインボイスは上記申込書によらず、毎月インボイスを交付致します。
4. 窓口で受付した自動送金および企業別口座振替手数料（企業自振手数料）
→ 定額自動送金にかかる口座振替手数料につきましては、上記3の通知書発行申込書により

インボイス発行を行う方法、手数料のお知らせ等をインボイス対応した書式に改訂し交付する方法、または預金口座振替依頼書（兼 自動送金依頼書）原契約書および当該契約書において不足するインボイス要件を記載した通知書面を交付するとともに、取引年月日はお手元の通帳等（口座履歴）を保存していただくことでインボイス要件を満たす取り扱いとさせていただきます。

窓口で受付した企業別口座振替手数料（企業自振手数料）につきましては、手数料のお知らせ等をインボイス対応した書式に改訂し交付します。

5. ATM でのお取引について

→ ATM でのお取引につきましては、いずれのお取引も手数料が税込 3 万円未満となりますので、インボイスの交付が不要な「3 万円未満の自動販売機、自動サービス機における取引」に該当するため、お客様が一定の事項を記載した帳簿を保存することで消費税の仕入税額控除を受けることができます。

そのため、ATM から出力される「ご利用明細」等についてはインボイス制度に対応する様式変更は行いませんのでご了承下さい。

当組合のインボイス対応についてご不明な点がございましたら、お取引店の窓口担当、営業担当にお問い合わせ下さい。

以 上